



1 社会契約説と啓蒙思想

▶ pp.102～106

人間の自然状態 —ロック

政治的権力を正しく理解し、それが拠（よ）ってきたところをたずねるためには、すべての人が自然の姿でどのような状態にあるかを考察しなければならない。すなわちそれは、人それぞれが他人の許可を求めたり、他人の意志に頼ったりすることなく、自然の法の範囲内で自分の行動を律し、自分が適当と思うままに自分の所有物と身体を処理するような完全に自由な状態である。それはまた平等な状態でもあり、ここでは、権力と支配権はすべて互惠（ごけい）的であって、他人より多くもつ者は一人もいない。

（ロック、宮川透訳『統治論』「世界の名著」中央公論社）

抵抗権・革命権

権限もなしに自分に寄せられている信託（しんたく）に背（そむ）いて国民に暴力を用いることは、国民と戦争状態に入ることであり、その場合には、国民は彼らの立法部を、その権力を行使しうよう状態にもどす権利をもっていると。……国民が社会にとってきわめて必要なもの、そして国民の安全と保全の基盤（きばん）

であるものから、何らかの暴力によって阻（はば）まれる場合には、国民も力によってそれを除去する権利をもっている。……権限をもたぬ暴力に対する真の救済策は、力をもってこれに対抗することである。

（ロック、宮川透訳『統治論』「世界の名著」中央公論社）

人間の不平等の起こり —ルソー

ある土地に囲いをして、「これはおれのものだ」と言うことを思いつき、人々がそれを信ずるほど単純なのを見出（みいだ）した最初の人間が、政治社会の真の創立者であった。杭（くい）を引き抜き、あるいは溝（みぞ）を埋（う）めながら、「こんな詐欺師（さぎし）の言うことを聞くのは用心したまえ。産物が万人のものであり、土地が誰のものでもないということを忘れるならば、君たちは破滅なのだ！」と同胞（どうほう）たちに向かって叫んだ人があったとしたら、その人はいかに多くの犯罪と戦争と殺人と、またいかに多くの悲惨（ひさん）と恐怖とを、人類から取り除いてやれたことだろう。しかしそのときすでに、物事はかつてのままの状態を続けることがもはや不可能なところまでいってしまったように思われる。

（ルソー、小林善彦訳

『人間不平等起源論』「世界の名著」中央公論社）



2 人格の尊厳と自由

▶ pp.107～110

道德法則の基本法式 —カント

「それが普遍的法則となることをあなたが同時に意欲しうような、そういう格率に従ってのみ行動せよ」あるいは「あなたの意志の格率が、つねに同時に普遍的な立法の原理として妥当（だとう）しうように行為せよ」。

〔基本法式からの三つの導出法式〕

第1法式「あなたの行為の格率が、あなたの意志によってあたかも普遍的な自然法則となるかのように行為せよ」。

第2法式「あなたの人格およびすべての他人の人格のうちにある人間性を、つねに同時に目的としてとり扱い、けっして単に手段としてのみとり扱わないように行為せよ」。

第3法式「意志がその格率を通じて自分自身を同時に普遍的に立法するものとして認めようように行為せよ」。

（カント、篠田英雄訳『道德形而上学原論』岩波文庫）

人格の尊厳

道德律は神聖である。人間はなるほど非神聖である。しかし、彼の人格に存する人間性は、彼に対して神聖であらねばならない。全宇宙に